

# SBC

# First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

7月25日(月)

発行：税理士法人 SBC パートナーズ  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

金融公庫の活用方法

～金融機関から見た  
資金調達のポイント～

日時：2016年8月4日(木)  
8:00～9:00(開場7:45～)

講師：税理士法人 SBC パートナーズ  
税理士 衣川 匡之

対象：経営者・経理担当者

定員：5名(先着順)

参加費：1名様 3,000円(税込)  
弊社顧問契約先 1,000円(税込)  
※当日会場にてお渡し下さい。

会場：税理士法人 SBC パートナーズ  
名古屋支店 会議室

お問合せ：税理士法人 SBC パートナーズ  
Tel: 052-203-1112

(担当：稲垣・野々部)

## 2年前納された国民年金保険料の取扱い 社会保険料控除は全額か各年を選択！

平成26年4月から、2年分の国民年金保険料を前納することができることとされている。

保険料の支払いは、口座振替のみが対象で現金払いやクレジットカードでの支払いはできない。

この2年前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、(1)納めた年に全額控除する方法と、(2)各年分の保険料に相当する額を算出し各年において控除する方法を選択することができる。ただし、一度(2)の方法を選択した場合は、(1)の方法による控除に戻すことができないということなので、慎重に検討して選択する必要がある。(2)の方法の場合は、3カ年にわたり、対応月額に応じて社会保険料の控除額が分割されることになる。

また、いずれの方法を選択した場合であっても、所得者本人が納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構が発行した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を給与所得者の保険料控除申告書に添付して、給与等の支払者へ提出又は提示することで、年末調整において控除を受けることができる(確定申告の場合は税務署に提出する)。

日本年金機構が発行する社会保険料控除証明書には、前納分を含め、その年に納付された保険料の総額が記載されていることから、上記(2)の各年分の保険料相当額を各年において控除する方法を選択する場合には、所得者自らが各年において「社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」を作成の上、日本年金機構が発行した控除証明書と併せて給与所得者の保険料控除申告書に添付して給与等の支払者へ提出することとなっている。

なお、2年目以降の控除証明書は、毎年自動で郵送されないことから、年金事務所に対して再発行を依頼し、入手した上で、毎年同様の手続きを行うことになる。また、控除証明書は、原本を提出することとされており、コピーは認められていないので、忘れずに入手する必要がある。

## Scope

### 国民年金前納割引制度

日本年金機構によると、平成28年4月における「2年前納」の割引額は、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,690円になります。ちなみに、「6ヵ月前納」は1,110円、「1年前納」は4,090円の割引額ですから、2年前納の節約のメリットは大きいと言えます。なお、申込期限は毎年2月末日となっています。申込には、基礎年金番号の記入が必要となりますので、年金手帳や納付書で基礎年金番号を確認する必要があります。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。